

横浜市と第一生命保険株式会社が、 「健康づくりに係る包括的連携に関する」協定を締結 ～約 1,200 名の営業担当者が本市健康づくり事業を P R～

横浜市は、健康寿命日本一を目指し、新たな健康施策を、経済の分野などとも連携して幅広く展開し、全市民が健康づくりに取り組むまちづくりを進めています。

この取組の一環として、本日、横浜市と第一生命保険株式会社は、「健康づくりに係る包括的連携に関する協定」を締結しました。

協定により、第一生命保険株式会社が取引をしている法人市内約 4,000 社に対し、本市事業の P R や社内での健康づくりの支援を行います。

1 協定締結の経緯

横浜市の健康経営（※1）の取組をお知りになった、第一生命保険株式会社から、昨年 11 月に、横浜市の「共創フロント」を通じて、横浜市民の健康増進計画である「健康横浜 21」（※2）の推進への連携、協力についてご提案いただきました。

2 協定の目的

相互に連携及び協力を行い、市民の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民と市内企業従業員の健康増進に資すること。

3 協定の主な内容

（1）本市事業の P R

- ・「よこはまウォーキングポイント事業」の案内
- ・企業内で健康づくり活動を行う「よこはま企業健康推進員」（※3）の紹介
- ・企業向け健康情報メールマガジン「よこはま企業健康マガジン」（※4）の登録勧奨
- ・横浜市がん検診や特定健診の案内
- ・講演会、研修会の周知

（2）企業内で行う健康講座等への講師派遣

（3）「よこはま企業健康マガジン」への寄稿 など



4 参考

※1 健康経営

従業員が心身共に健康になることで生産効率が上がり、結果として企業の利益につながるという考え方で、企業が従業員の健康増進に積極的に取り組むことです。（「健康経営」は特定非営利法人健康経営研究会の登録商標です。）

※2 「健康横浜 21」

健康増進法に基づく、「市町村健康増進計画」であり、国が進める「健康日本21（第2次）」の地方計画です。

市民の最も大きな健康課題の1つである生活習慣病に着目し、平成25年3月に、今後10年間（平成25年度～34年度）の横浜市の健康づくりの指針となる、第2期「健康横浜 21」を策定しました。

※3 よこはま企業健康推進員

健康情報メールマガジン「よこはま企業健康マガジン」(※4)や研修会等で得た健康づくりの情報を事業所内で周知し、自らの健康づくりや企業の健康づくりを推進する人です。

【登録基準】

- ①横浜市が開催する健康経営や健康づくりに関する研修会・講演会への参加
 - ②「よこはま企業健康マガジン」への登録
- 以上の2点をもって登録とします。(個人・団体どちらでの登録も可)

※4 よこはま企業健康マガジン

【配信内容】

職場で簡単に組み入れる健康づくりに必要な情報を配信します。また、健康づくりのイベントや、熱中症など季節に合わせた情報も配信します。第1回目は、ウォーキングに関する情報を配信します。

【配信回数】

定期配信：毎月1回 第1水曜日(その他イベント情報等は、随時配信予定)

【配信開始日】

平成27年3月4日(水)

【登録方法】

本市が発行するメールマガジンの登録画面から、

<http://cgi.city.yokohama.lg.jp/shimin/koho/mail-magazine/form.cgi>


もしくは、「よこはま企業健康マガジン」の案内画面から、ご登録ください。

<http://ml.city.yokohama.jp/mailman/listinfo/y-kigyo-kenkou>

横浜市がこれまでに締結した健康づくり関連の協定

協定締結企業名	締結年月日	内容
アフラック (アメリカンファミリー生命)	H24.5.8	がん啓発・がん検診の受診率向上に向けた包括的連携に関する協定
ファイザー株式会社	H25.10.23	禁煙・疾患(ニコチン依存症)啓発活動の協定
全国健康保険協会神奈川支部	H25.11.22	健康づくり推進事業に係る覚書
J A横浜	H26.1.9	市民の健康づくり・介護予防事業に係る包括的連携に関する協定
第一生命保険株式会社	H27.3.4	健康づくりに係る包括的連携に関する協定

第一生命保険株式会社概要

○会社名：第一生命保険株式会社	
○本社所在地：東京都千代田区有楽町	
○代表者：代表取締役社長 渡邊光一郎	
○設立：1902年(明治35年)9月15日	
○社員数：55,404名(内勤職員 12,424名、営業職員 42,980名)	
○資本金：3,431億円(2014年9月末)	
○事業所：支社84か所、営業オフィス等1,257か所	
	※横浜市内法人取引数：約4,000社(2015年1月末、生命保険、団体年金・団体保険・団体扱い適用含む)
	横浜市内営業担当者数：約1,200名(2015年1月末)
○関連会社等：国内16、海外13	

お問合せ先

健康福祉局保健事業課健康づくり担当課長 横森 喜久美 Tel:045-671-3376 Fax: 045-663-4469

横浜市と第一生命保険株式会社との市民の健康づくりに係る 包括的連携に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）とは、市民の健康づくりに関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互に連携及び協力を行い市民の健康づくりの推進に向けた取組を通じて、市民と市内企業従業員の健康増進に資することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項（以下「協力事項」という。）を協力して実施するものとする。なお、実施時期、実施方法その他具体的な内容については、甲乙協議して別途定めるものとする。

- (1) 甲が実施する「健康横浜21」に基づく事業の普及及び啓発に関する事項
- (2) 乙が甲の区域内で行う、健康づくりに関する各種取組及び啓発活動に等に関する事項
- (3) 市民及び市内企業の従業員に対する健康づくり支援に関する事項
- (4) 市民及び市内企業の従業員の健康状況を把握するための定期的な情報共有と分析に関すること
- (5) その他、市民サービスの向上、地域社会の活性化に関すること

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、連携事項の検討・実施により知った他の当事者（以下「開示者」という。）の秘密情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、開示者の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成27年3月4日から平成28年2月29日までとし、期間の満了1か月前までに甲又は乙より終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲又は乙が、本協定の変更又は解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、両者の合意により本協定の変更又は解除を行うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項は、甲乙協議の上別途定める。また、甲乙間で本協定の解釈等につき疑義又は紛争が生じた場合は、両者誠意を持って協議し解決に努める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各1通を所有する。

平成 27 年 3 月 4 日

甲 横浜市中区港町 1 丁目 1 番地
横浜市
横浜市長 林 文子 ㊟

乙 東京都千代田区有楽町 1 - 1 3 - 1
第一生命保険株式会社
代表取締役社長 渡邊 光一郎 ㊟